

|   |   |  |   |
|---|---|--|---|
| 会 長   | 理事長   | 事務局長   | 係 員   |
|  |  |  |  |

全剣連 第06-218号  
令和6年6月3日

一般財団法人長崎県剣道連盟  
会 長 灰 谷 達 明 殿

公益財団法人 全日本剣道連盟  
会 長 網 代 忠 宏

## 令和6年度「少年剣道教育奨励賞」候補推薦依頼の件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、頭書の「少年剣道教育奨励賞」につきましては、既にご承知のとおり、剣道の普及、将来の発展を図るためには、少年剣道の奨励、指導の充実が現在強く求められている中で、特に、少年剣道の指導面で、大会などの成績とは関係なく、草の根的に目立ため活動を続けて、剣道の底辺を支えておられる団体・組織等に対して、その労に報いるとともに、志気を鼓舞するために表彰するものです。

昨年度は、各都道府県剣道連盟並びに全日本剣道道場連盟から208件の推薦をいただき、結果として全ての団体を表彰致しました。

つきましては、今年度も引き続き、本表彰を実施することとし、貴連盟はじめ関係団体から候補の推薦をいただきたく、下記、実施要領をご参照の上、来る 8月20日(火) までに別添様式にてご推薦下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 顕彰対象

主として小・中学生の剣道指導を、相当期間にわたり地道に続けている団体・組織で、少年剣道の振興に実績を挙げていると認められ、社会的にも信用を得ているもの。

要件としては、規模：原則10名程度以上の少年を対象に、

週2日以上、定例稽古日を設けて指導しているもの。

期間：10年程度以上の活動歴があるもの。

活動：ボランティア的な活動に支えられているものを優先するが、地区剣連、道場、その他も幅広く対象とする。

### 2. 推薦方法

・本顕彰は、同等の表彰等受賞後5年間は対象としない。

なお、推薦に当たっては、本顕彰の趣旨に鑑み、新たな表彰を優先するものの、受賞後5年以上を経過し、特に表彰すべき事情があれば対象とする。

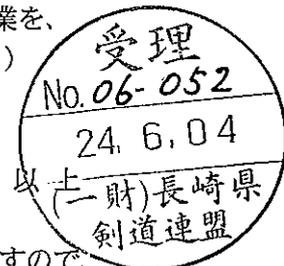
・貴剣連からの推薦件数は、3件程度とし、全体で300件程度を予定している。

・表彰対象は 原則として団体・組織とするが、例外的に個人を取り上げることもある。

(個人を推薦する場合は、推薦書様式の表彰対象欄に個人の氏名、年齢、職業、指導・活動の場(団体・組織名)と共に記入し、個人推薦である旨を明記)

・表彰者の決定は、全剣連の選考委員会において行い、11月に決定の予定。

なお、受賞団体の中から、「剣窓」に掲載する紹介記事を依頼する場合がございますので、ご了承下さい。その際は、ご協力下さいますようお願い申し上げます。



少年剣道（居合道・杖道）指導者（団体）への顕彰について

剣道の普及、将来の発展を図る上で、少年の剣道の奨励、指導を充実させることが特に現在求められている。

全剣連として全国各地に於いて、少年を中心に剣道を指導し、実績を挙げている団体（個人）を発掘し、労にむくいると共に志気を鼓舞するため、本年より毎年つぎの基準により、表彰することとしたい。

記

- ① 主として小・中学校生（幼稚園児含む）を10名程度以上対象にしていること
- ② 概ね10年以上継続されていること
- ③ 週2日以上の稽古を実施していること
- ④ ボランティア的活動により支えられてきているものを優先するが、地区剣連、道場単位で実施されているものも広く対象としたい
- ⑤ 毎年概ね全国から200～300件を選考する
- ⑥ 配分基準は直近5カ年の初段登録者比率を参考として決定する
- ⑦ 平成14年に全剣連設立50周年記念の表彰対象となった稽古会も含め、受賞後5年間は対象外とする
- ⑧ 推薦者は各都道府県剣道連盟のほか、各剣道組織団体とする
- ⑨ 全剣連に選考委員会を設けて選考する
- ⑩ 表彰に当たっては、表彰状、賞品を授与する

以 上

~~なお、本募集要項は「剣窓」、全剣連ホームページ上で紹介し、広く周知することにした。 (直接全剣連は受付けない)~~

\*現在はホームページに掲載していない